

ICT建設機械関係の補助金・低利融資・ 税制優遇制度の概要

ICT建設機械関係の補助金・低利融資・税制優遇制度の概要

区分	制度	対象		実施機関	所管省庁	備考
補助金	省エネルギー型建設機械導入補助事業(地球温暖化対策)	低燃費型(3つ星以上)のICT・ハイブリッド・電気駆動の建機	購入	(一財)製造科学技術センター	経済産業省	ICTとのセット販売された建機本体 ※H29予算:14.1億円 ※H30予算:12.7億円 ※H30.1.26時点執行率は75% ※H28年度は768件
	サービス等生産性向上IT導入支援事業	ITツールのソフト本体、クラウドサービス、導入教育費用他	購入	民間団体等 〔事務局 公募中〕 (1/19~2/15)	経済産業省	ソフトウェアのみ ※H28補正:100億円ICT土エのソフト導入にあたっての活用実績 →208件(1次公募分) ※H29補正:500億円
	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業	生産性向上に資する投資計画	購入	民間団体等 〔事務局 公募中〕 (1/5~1/24)	中小企業庁	投資計画に記載した機械設備等(建機本体の購入は除く) ※H28補正:763億円 ※H29補正:1000億円
税制優遇	生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	固定資産税	導入促進計画を策定した市町村	中小企業庁	先端設備等導入計画を市町村に認定された機械設備等
	中小企業等経営強化法			市町村		
	中小企業経営強化税制		法人税、所得税、法人住民税、事業税	国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税)		※H29末時点 経営力向上計画を認定件数 →1000件以上
	中小企業投資促進税制	建設機械、情報化施工機器 等				

区分	制度	対象		実施機関	所管省庁	備考
融資	環境・エネルギー対策資金 (排出ガス対策・地球温暖化対策)	オフロード法基準適合車、低炭素型・低燃費型建機	購入	日本政策金融公庫	中小企業庁	※貸付限度: 7億2千万円(中小企業事業) 7千2百万円(国民生活事業) ※貸付期間:20年以内 ※貸付対象: 環境対策型建設機械の購入 情報化施工機器の購入・賃借
	IT活用促進資金(企業活力強化貸し付け)	情報化施工機器(建機本体除く)等	購入、賃借	日本政策金融公庫	中小企業庁	

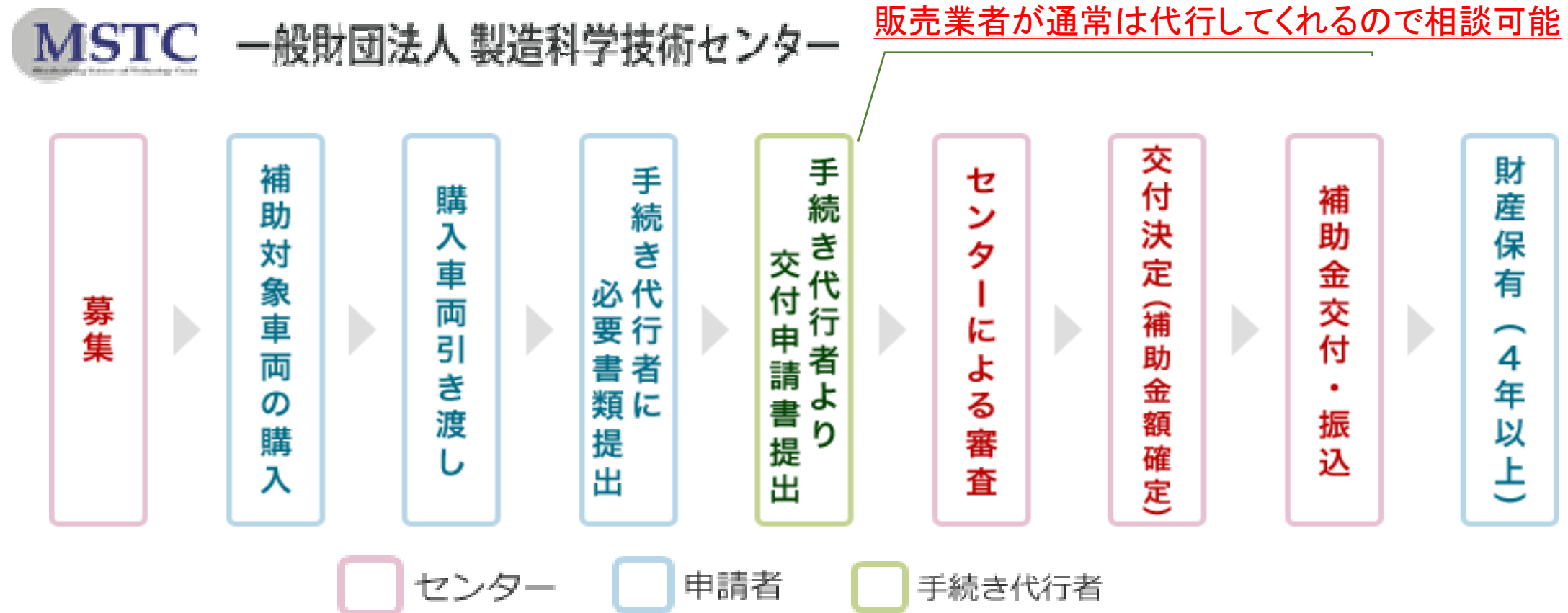
□ ICTを搭載した「建設機械」の購入に際して上限300万円の補助金を利用できる。

	省エネルギー型建設機械導入補助金
期 間	～H30.3.14 (<u>H30年度も予算措置あり</u>)
利用できる方	民間企業等（民間企業、その他の法人（独立行政法人を除く）及び個人事業主）
対象設備	・ 国土交通省策定の燃費基準値を超える（3つ星以上）燃費性能を有する排出ガス四次規制（2011年、2014年）に適合した油圧ショベル、ブルドーザ又はホイールローダ ・ 『ハイブリッド機構』、『情報化施工』又は『電気駆動』等の先端的な省エネルギー技術が搭載されていること ・ 執行管理団体に設置する有識者委員会で審査決定された型式
補助率	補助率：①平成26年度、27年度、又は28年度に型式認定された機種 補助対象車両の購入価格と基準価格の差額の9/10または6/10 ②平成29年度に新たに型式認定が行われた機種 補助対象車両の購入価格と基準価格の差額の6/10 補助上限額：①補助率9/10 300万円または 補助率6/10 200万円 ②補助率6/10 300万円 ※型式毎の補助対象金額については、メーカー又は販売店にお問い合わせください。
その他	H29年度予算：14.1億円、H30年度予算：12.7億円 ※H28年度実績は768件で、毎年概ね年度末頃に予算枠に達する。
制度紹介HP	http://www.eco-kenki.jp/

※H30.1.26時点、予算執行率75%

□ 手続きは通常は販売業者が代行する。

【手続きの概要】



建設機械関係の「補助金」①省エネルギー型建設機械補助金

(参考) 省エネルギー型建設機械補助金の申請書類は、購入販売店で通常は申請の支援が受けられる。

省エネルギー型建設機械導入補助事業

MSTC 一般財団法人 製造科学技術センター

代行申請用記入例 省エネルギー型建設機械導入補助金交付申請書

(代行申請用)

申請日 平成 29 年 5 月 22 日

申請日は、機械の引き渡しを受け、支払いを完了した日から1ヶ月(翌月の前日)以内です。

法人番号を入力。入力支援を使うことも

対応する様式であることを確認

郵便番号を入力。「大字」などの脱落に注意

会社印を捺印ください。

申請手続き代行者

法人番号 (13桁)

住所 〒 100-0001 東京都港区虎ノ門1丁目17番1号 虎ノ門森ビル5階

氏名 (法人の場合は名称) 省エネ建機販売株

代表取締役社長 建機 太郎

申請書類の分類 ア. 販売事業者 イ. 製造事業者 ウ. 海外の製造事業者の委託を受けた輸入事業者

連絡先等 虎ノ門支店 営業部 山田 一郎 03-5555-6666 yamada@s△△△.co.jp

1. 申請者

法人番号 (13桁)

住所 〒 100-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番20号 虎ノ門実業会館9階

氏名 (法人の場合は名称) エコ建設株式会社

代表取締役 建設 創

申請書類の分類 イ. 法人 (リース会社及び建設機械販売業者を除く) ウ. リース会社 エ. 建設機械販売業者

車両の使用方式 A. 自社使用 B. リース契約でリース用 C. レンタル用

申請者の企業規模 2. 1. 大企業 2. 中小企業 3. 個人

2. 購入車両

購入する建設機械の種類 1. 油圧ショベル 2. ブルドーザ 3. ホイールローダ

省エネルギー技術の種類 1. ハイブリッド建設機械 2. 情報化施工機器搭載建設機械 3. 電動機駆動建設機械 4. ハイブリッド・情報化複合

機種名等 ABC FG-2000 EFG123

引き渡し年月日 平成 29 年 5 月 10 日

売買契約締結年月日 平成 29 年 4 月 10 日

下取りの有無 1. 有 2. 無

3. 補助金申請額

補助対象車両の購入価格

補助対象額の計算

補助金額の計算

メーカー・販売店にご確認の上、A又はBをご記入ください。

(一般)製造科学技術センターHP

紹介 補助対象機械 様式等のダウンロード 申請書入力支援 Q&A 手続きの状況

油圧ショベル				
No.	機種	認定年度	製造事業者	型式
1	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	311FLRR-GMC-T5 2D
2	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	311FLRR-GMC-T5 3D
3	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	311FLRR-GMC-T5SC 2D
4	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	311FLRR-GMC-T5SC 3D
5	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	311FLRR-GMD-T5 2D
6	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	311FLRR-GMD-T5 3D
7	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GLC-T5 CGC-2D
8	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GMC-T5 2D
9	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GLC-T5 AccuGrade-3D
10	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GMC-T5 3D
11	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GLC-T5SC CGC-2D
12	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GMC-T5SC 2D
13	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GLC-T5SC AccuGrade-3D
14	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GMC-T5SC 3D
15	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GMD-T5 2D
16	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	312E-GMD-T5 3D
17	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ECR-GMC-T5 2D
18	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ECR-GMC-T5 3D
19	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ECR-GMC-T5SC 2D
20	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ECR-GMC-T5SC 3D
21	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ELCR-GMZ-T5 2D
22	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ELCR-GMZ-T5 3D
23	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ELCR-GMZ-T5 3D
24	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ELCR-GMD-T5 3D
25	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ELCR-GMZ-T5SC 2D
26	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ELCR-GMZ-T5SC 3D
27	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ESR-PMZ-T5 2D
28	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ESR-PMZ-T5 3D
29	油圧ショベル	26	キャタピラー・ジャパン株式会社	314ESR-PMZ-T5SC 2D

平成29年度補正予算案額 **1000.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることが必要です。
- 中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 2020年度までの集中投資期間中、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせて、本予算等による重点支援を行います（固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者について、その点も加味した優先採択を行います）。

成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。



事業イメージ

1. 企業間データ活用型（補助上限額：1,000万円/者※、補助率2/3）

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

（例）データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など

※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

【3社連携の場合】A社	1000万円	+	200万円×3＝600万円 (連携体内で配分可能)
B社	1000万円		
C社	1000万円		

2. 一般型（補助上限額：1,000万円、補助率1/2）※

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

※ 平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく先端設備等導入計画（仮称）の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

3. 小規模型（補助上限額：500万円、補助率：小規模事業者2/3、その他1/2）

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

● 専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ（1～3共通）

平成27年度補正による建設関係を抽出

No.	事業計画名	認定支援機関名
1	最新型測量機器を活用した建設現場の生産性向上と競争力強化	○地方金融機関 ○地方商工会議所 など
2	IoTを活用した先進的な土木施工管理システムの開発	
3	情報化施工機器の導入と若年層人材を確保育成できる新体制の構築	
4	「3Dマシンガイダンスシステム」導入・活用による工期短縮、コスト削減	

平成28年度補正による建設関係を抽出（抜粋7件）

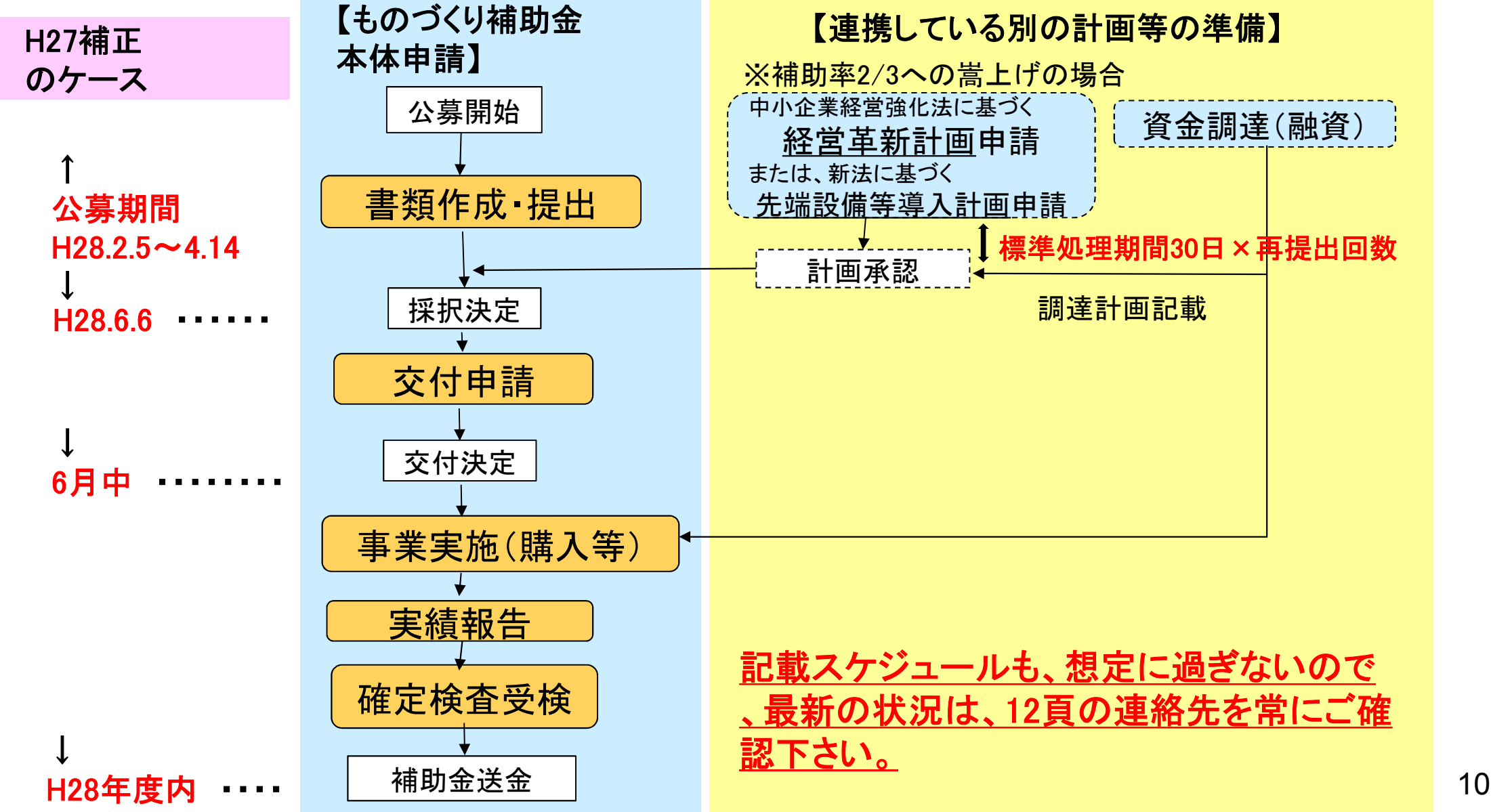
No.	事業計画名	認定支援機関名
1	3次元データの自社作成による施工効率化	○地方金融機関 ○地方商工会議所 など
2	3次元測量設計及び施工を主力とした自社内一貫ICT工事の提供	
3	土木工事へICT搭載建機の最適投入と大規模工事の効率化の実現	
4	IT技術導入による「i-Construction」システムの構築	
5	3D設計ソフトとITを利活用した工程管理による 総合建築サービス	
6	i-Constructionを実現するドローン等を使った赤外線探査システムの実用化	
7	UAV・3D測量導入を契機とした未来型IoTマネジメント推進	

●平成27年度補正：採択案件7714件中、建設関係のICT活用に関わる案件が4件
（情報化施工、IoT活用を含む。）

●平成28年度補正：採択案件6157件中、建設関係のICT活用に関わる案件が34件

スケジュール感(現時点での想定)

- 現時点で正確なスケジュールは明らかでないが、補正の時期に近いH27補正のケースを参考に以下に示した。補助金本体の申請のみならず、資金調達のメドも必要
- ものづくり補助金の嵩上げ措置を獲得するには、経営力向上計画ではなく、経営革新計画が必要
- (※)経営力向上計画に比べてボリュームがあるので早急に取り引銀行等認定支援機関に相談を推奨



平成29年度補正予算案額 **500.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性の向上を図ることが必要です。特に、我が国GDP及び地域経済の就業者の約7割を占めるサービス産業(卸小売、飲食、宿泊、運輸、医療、介護、保育等)等の生産性の底上げが非常に重要です。
- 生産性向上にはIT投資が有効ですが、①資金面、②ITリテラシー不足等により、浸透が遅れていると指摘されています。
- しかし、近年の技術進歩により、業種別の特性に応じた操作性・視認性・価格に優れたITツール(財務会計等の業務を抜本的に効率化するツールや、飲食業や小売業が直面する税率を含む会計処理の対応や商品管理などを効率的に行えるツール等)が登場し、様々な業種・業態における利用ポテンシャルが高まっています。
- こうしたITの導入支援にあたり、単なる導入支援のみではなく、IT事業者と中小企業・小規模事業者間の情報の非対称性を是正するため、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、効果の高いツールの見える化、ノウハウの集約と横展開を行うプラットフォームの構築を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。

成果目標

- 本事業により、補助事業者の生産性を向上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

- 中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITの導入支援を行います(補助額:15万円~50万円、補助率:1/2)。
- 想定する主なITのイメージは、以下のとおりです。
 - ① 簡易税務・会計処理
 - ② POSマーケティング
 - ③ 簡易決済
 - ④ 在庫・仕入れ管理
 - ⑤ 顧客情報管理・分析 等
 (参考) ITの利用イメージ
 
- 導入支援にあたっては、
 - 1) IT導入を経営改革に着実に繋げる観点から、申請時に生産性向上計画の作成・提出を求め、各社の成長戦略(事業課題、将来計画等)とIT等の導入設備の必要性について明確化します。
 - 2) データ連携が可能なITツールの効果を最大限引き出すためのサポートや、事業終了後もフォローを行う体制を整備します。
 - 3) ITツールを導入した成果(労働生産性の向上率等)について、国への報告を義務付けます。あわせて、こうした成果に基づき、ITツール及び当該ツールを提供したIT事業者の評価を行い、原則としてHP等で公開することとします。成果の評価に際しては、ローカルベンチマークの指標も活用し、また、業種毎の特性も加味することとします。
 - 4) この他、おもてなし規格認証や、第三者による生産性向上計画の作成支援、セキュリティ対策への配慮等を盛り込むなど、サービス産業等の生産性向上施策等との連携を図ります。
 - 5) 併せて、本事業を通じて得られた生産性向上の好事例やノウハウを集約して横展開を進めていくためのプラットフォームを構築し、全国の中小企業・小規模事業者に対して、広報・普及等を行います。

「補助金」 サービス等生産性向上IT導入支援事業

お問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省商務情報政策局サービス政策課
TEL:03-3580-3922

IT導入補助金ホームページ(事務局公募)

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/k180119002.html>

「補助金」 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

お問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省中小企業庁経営支援部技術・経営革新課
TEL:03-3501-1816

ものづくり補助金ホームページ(事務局公募)

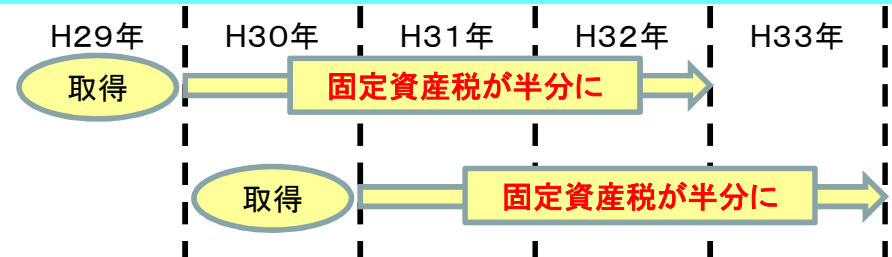
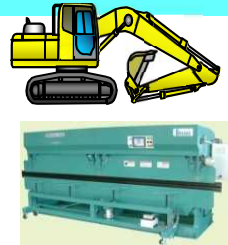
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/180105mono.htm>

平成28年7月施行の「中小企業等経営強化法」により、中小企業等が取り組む「経営力向上計画」が認定されると、以下の支援を受けることができます。（※計画の認定は、各種支援が受けられることを保証するものではありません）

- 生産性を高めるための機械及び装置を取得（平成31年3月31日まで）した場合、固定資産税（地方税）が3年間半分に減免されます

例：バックホウや金属板の動力折曲機を購入

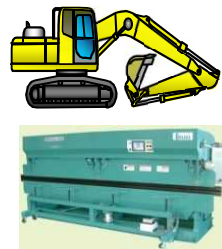
経営力向上計画の策定・認定
（バックホウや動力折曲機を
導入することで生産性が向上し、
もって経営力向上）



- 法人税、所得税、法人住民税、事業税の減免措置（中小企業経営強化税制）も適用出来ます。

例：バックホウや金属板の動力折曲機を購入

経営力向上計画の策定・認定
（バックホウや動力折曲機を
導入することで生産性が向上し、
もって経営力向上）



個人事業主、資本金3千万円以下

即時償却又は税額控除10%

資本金3千万円超1億円以下

即時償却

- 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等を受けることができます

例：新たな商品・サービス開発の資金調達に融資を利用

経営力向上計画の策定・認定
（商品やサービスを開発し
新たな販路拡大による収益向上に
よって経営力向上）

商工中金による低利融資を受けやすくなります。

※ この他にも保証枠拡大等の金融支援が有り

（※）経営力向上計画がH29補正予算のIT導入補助金やものづくり補助金の審査加点要素となるかについては、現時点では不明です。

□ 国税、地方税の減免をうけるために「**経営力向上計画**」の認定を受ける必要がある。

	中小企業等経営強化法
期 間	～H31.3末
利用できる方	中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主 ※経営力向上計画の認定
対象設備	160万円以上の機械及び装置であること 経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（生産性が年平均1%以上向上する設備等）
優遇内容	固定資産税 固定資産税の課税標準を 3年間1/2に軽減
そ の 他	＜その他の支援措置＞ （法人税）中小企業経営強化税制に基づく法人税減免（別途紹介） （金融）政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等
制度紹介HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

【手続きの概要】

国
(事業分野別の主務大臣)

申請 ↑ ↓ 認定

経営力向上計画

中小企業者等
(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

【支援措置】

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置（3年間1/2に軽減）や中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択



後述の中小企業経営強化
税制で詳説

経営革新等支援機関

例
・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・士業等の専門家 等

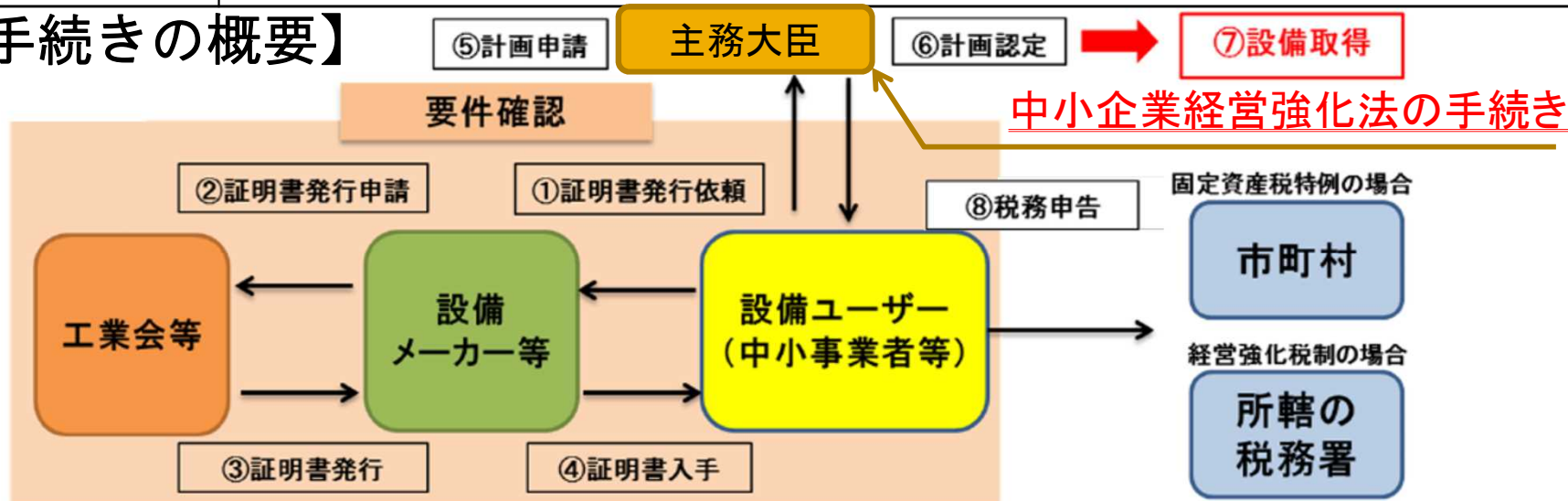
申請を
サポート

利用する支援措置(税制・金融)に応じ
て、その提供者(経営革新等支援機
関)に相談可能

- 「**経営力向上計画**」の認定により、固定資産税減免の他、法人税減免を受けられる。

	中小企業経営強化税制／
期 間	～H31.3末
利用できる方	中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主
対象設備	機械装置(160万円以上)→ 建設機械等 、ソフトウェア(70万円以上)、 器具備品・工具(30万円以上)→ 測量機器等 、建物付属設備(30万円以上) 最新設備を導入する場合（A類型） 利益改善のための設備を導入する場合（B類型）
優遇内容	個人事業主、資本金3千万円以下 即時償却 又は 税額控除10% 資本金3千万円超1億円以下 即時償却
対象設備要件	＜対象設備の要件＞ A類型 最新モデルであること、生産性が年平均1%以上向上していること B類型 投資利益率が5%であること 設備のメーカーの所属する団体が証明書を発行
制度紹介HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

【手続きの概要】



中小企業等経営強化法による支援④事例

● 賢く設備投資！補助金をねらった経営力向上計画事例（補助金採択加点要素活用）

1. 会社規模別認定件数 **小規模(20人未満): 16件** 中規模(20人以上300人未満): 13件

2. 経営力向上取組事例

事例1：補助金を使ってドローンと3次元データ解析ソフトの導入を計画。従業員8名の建設業者が、川上の測量から川下の施工管理まで一手に手掛けることにより、i-Constructionを推進し、他社にない強みで経営力向上を図る。

事例2：従業員35名の建設業者が、3次元設計データを作成できるソフトウェア導入費用の補助金活用。i-Construction推進により、作業効率の追求、品質の高い施工により、経営力向上をねらう。

● 機械及び装置を新たに導入した経営力向上計画事例（固定資産税減免活用）

1. 会社規模別認定件数 **小規模(20人未満): 33件** 中規模(20人以上300人未満): 17件

2. 経営力向上取組事例

事例1：従業員12名の建設業者が、約3,000万円を投じホイールローダ4台を購入。冬期の建設工事受注減をカバーするため、除雪業務受注拡大を計画し、経営力アップを目指す。

事例2：鉄骨加工から施工までを手掛ける従業員7名の建設業者における従業員一人あたりの生産性を向上させるため、1台約2,000万円の金属加工機械を2台購入。従業員の生産性向上が経営力の向上につながる。

(参考)経営力向上計画認定申請書類のポイント

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等

2 事業分野と事業分野別指針名

3 実施時期

平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

4 現状認識

1 計画期間
3年ないし5年

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	売上は 27 年度 5,300,000 千円、28 年度 5,420,000 千円で営業利益については 27 年度 85,000 千円、28 年度 100,000 千円となっている。原因として、①設備更新をしておらず、一先の要望に対応しきれていないこと、②熟練工員が減少していること、③多人数で多岐にわたる工程設計ができる人員が減っていること、④多人数で多岐にわたる工程設計ができる人員が減っていること、⑤多人数で多岐にわたる工程設計ができる人員が減っていること、⑥多人数で多岐にわたる工程設計ができる人員が減っていること、⑦多人数で多岐にわたる工程設計ができる人員が減っていること、⑧多人数で多岐にわたる工程設計ができる人員が減っていること、⑨多人数で多岐にわたる工程設計ができる人員が減っていること、⑩多人数で多岐にわたる工程設計ができる人員が減っていること、以上から、労働生産性 ((営業利益+人件費)÷労働投入量) が低くなっていると考えられる。

建設業分野に係る経営力向上に関する指針(※)より

第2 経営力向上に関する目標

2 経営指標(労働生産性(以下のいずれか))

①労働生産性・基本

・ (営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)

②労働生産性・推奨

・ (完成工事総利益+完成工事原価のうち労務費+完成工事原価のうち外注費)÷年間延人工数

③労働生産性・簡易

・ (完成工事総利益+完成工事原価のうち労務費)÷直庸技能労働者数

3 経営目標(労働生産性伸び率)

3年間の計画の場合 1%以上

4年間の計画の場合 1.5%以上

5年間の計画の場合 2%以上

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状 (数値)	B 計画終了時の目標 (数値)	伸び率 ((B-A)/A) (%)
労働生産性 簡易	千円	千円	%

(参考)経営力向上計画認定申請書類のポイント

6 経営力向上の内容

事業分野別指針の該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該非 (該当する場合は○)
ア 一(イ)	中堅社員を中心に講習会への積極的参加をさせて知識技術を習得させ、社内講習により若手社員にも知識技術を習得させる。	
イ 四(イ)	3次元設計データを入力することでバケットの自動停止制御等ICT技術を活用したハレタ支援機能を搭載しているため、高精度で効率的な施工が出来るとともに、丁張作業を省略できることから、作業員の負担軽減とともに安全性が確保できる。	

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア	従業員教育訓練費	自己資金	1,000
イ	経営力向上設備購入	融資	21,500
イ	経営力向上設備購入	補助金	4,000

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1	H29.5	固・国A・国B	ICT建機(型式名●○)	●●県××市
2	H29.8	固・国A・国B	3D点群ソフト(商品名●○)	●●県××市
3	H29.10	固・国A・国B		●●県××市

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	証明書等の文書番号等
1	機械装置	24,000	1	24,000	
2	ソフトウェア	1,500	1	1,500	
3					

	設備等の種類	数量	金額(千円)
設備等の種類別小計	機械装置	1	24,000
	ソフトウェア	1	1,500
合計			

建設業分野に係る経営力向上に関する指針より

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容及び実施方法に関する事項

一 人に関する事項

イ 教育訓練の充実

ロ 生産性向上に向けた複合工育成
ハ 従業員の処遇改善

二 財務管理に関する事項

イ 原価管理の高度化

ロ 社内業務の効率化

三 営業活動に関する事項

イ 年間受注計画の策定

ロ 適正な利潤を確保した受注

四 新技術・工法の積極的導入

イ ICT施工の実施、コンクリート工における生産性向上技術の活用等、i-Constructionの推進

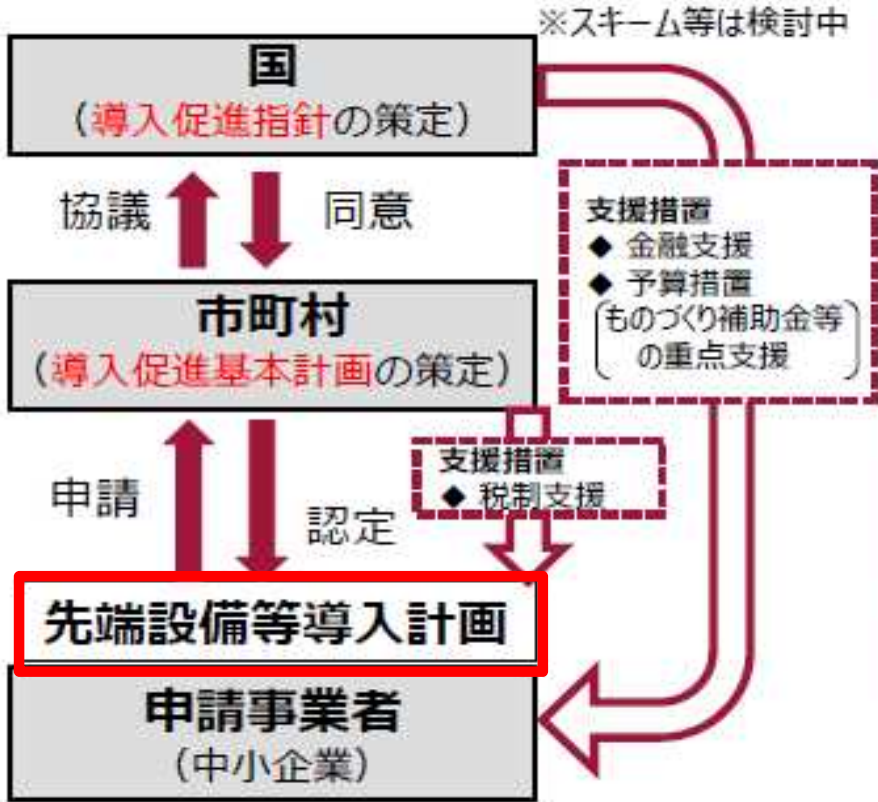
ロ NETISを始めとした新技術・新工法等の導入

□ 経営強化法に基づく固定資産税減免1／2→ 課税ゼロに減免（法律成立の場合）

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

【生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）】



対象者 ※1	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、 <u>先端設備等導入計画の認定</u> （労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1／2（※4）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

➤ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

□ 中小企業の設備投資における自治体の固定資産税減税特例の新聞記事

[トップ](#) [速報](#) [写真](#) [映像](#) [雑誌](#) [個人](#) [特集](#) [意識調査](#) [三](#)

[主要](#) [国内](#) [国際](#) [経済](#) [エンタメ](#) [スポーツ](#) [IT・科学](#) [ライフ](#) [地域](#)

[北海道・東北](#) [関東](#) [信越・北陸](#) [東海](#) [近畿](#) [中国](#) [四国](#) [九州・沖縄](#)

滋賀・湖南市、固定資産税全額免除へ 中小企業の設備投資

1/9(火) 23:50配信



滋賀県湖南市は9日、政府が2018年度から導入を目指す、中小企業の設備投資にかかる固定資産税の減免措置について、全額免除とする方針を発表した。

与党の2018年度税制改正大綱には、資本金1億円以下などの中小企業を対象に、労働生産性を年平均3%以上向上させる機械や設備の新規導入について固定資産税の減免を盛り込んでいる。20年度までの3年間の特例措置で、減免期間は3年間。同市は改正実施を前提に、対象となる事業所の固定資産税を免除する方針。今後、基本計画を策定し、市税条例改正の手続きを行う。

同市は昨年9月から、製造業や農林業で、雇用者数の増加など一定の基準を満たす新規事業を行う事業所に対して法人税の減額を実施しており、谷畑英吾市長は「県内で最も設備投資しやすい地域となる」としている。

	(株) 日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金	(株) 日本政策金融公庫 I T活用促進基金
期 間	～H30.3.31 (H30年度継続)	～H30.3.31 (H30年度継続)
利用できる 方	中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主	中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主（賃貸業は対象外）
貸付限度	中小企業事業：7億2千万円、国民生活事業：7千2百万円	
貸付期間	20年以内	
貸付対象と 貸付利率	各環境対策型建設機械の購入 ・ 排出ガス対策型建設機械：基準金利 ・ オフロード法基準適合車：特別利率②/B （2014年規制）、基準金利（2011年規制） ※130～560kw帯は2014年規制のみ特別利率①/A ・ 低炭素型建設機械：特別利率①/A ・ 燃費基準達成建設機械：特別利率①/A 貸付金額が4億円を超える場合は、基準金利。 ※新車で販売中のICT建機はオフロード法基準適合車です。 低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械の認定の有無はメカ等にご確認ください。	情報化施工機器の購入・賃借 ・ 貸付対象は、MC/MG機器やT S/G N S S等の情報化施工機器と取付改造費となります（建設機械本体は含まれません） ・ 基準金利
	中小企業事業：基準金利1.3%、特別利率①0.81%、特別利率②0.56%、特別利率③0.31% （5年超6年以内、平成29年5月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。 国民生活事業：基準金利1.81～2.40%、特別利率A 1.41～2.00%、特別利率B 1.16～1.75%、特別利率C 0.91～1.50% （担保不用の貸付、平成29年5月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。	
その他	※H28融資件数→167件と広く利用されており、予算上も十分余裕がある。	※H27融資件数→全部で3062件中建設業56件ということで、建設業として活用の余地は多分にある。
制度紹介HP	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

H30貸付対象と貸付利率
は一部変更の予定
※H30.4.1以降、窓口
に詳細を問い合わせ下さい。

※正確なところは、制度紹介HPやHPに記載の問い合わせ窓口で、ご確認ください。

■省エネ建機補助金、IT導入補助金及び中小企業経営強化税制による即時償却を行った場合

企業モデル ○資本金：2,500万円 ○職員数：25人 ○年間完成工事高：5億円
○費用：4億5000万円 ○経常利益：5,000万円

生産性向上設備等	設備金額(千円)	利用可能な支援措置	支援措置額(千円)
ICTバックホウ (3DMC 0.8m3)	27,000	省エネ建機補助金	▲3,000(最大)
		法人税減免	▲7,200
点群処理ソフトウェア	2,500	IT導入補助金	▲500(最大)
		法人税減免	▲600
3Dレーザースキャナ-	12,000	法人税減免	▲3,600
GNSSローバ	5,000	法人税減免	▲1,500
TS(トータルステーション)	3,000	法人税減免	▲900
計	49,500	(※)法人税、法人住民税等の実効税率(約3割)×即時償却 (通常、建機は7年、測量機器・ソフトは5年償却)	

補助金支援措置により
▲350万円

実際の負担
4,600万円

法人税減税額措置により
▲1,380万円

実質の負担
3,220万円

政策金融公庫の基準金利1.3%
返済10年：総額3,436 万円

※ただし、法人税の即時償却を行うことで当期利益が赤字になるような場合等は、翌年以降の銀行融資等の影響を受ける場合があるので、即時償却か取得価格の10%控除を利用するかは認定支援機関や取引銀行等との相談や考慮が必要。

■ものづくり補助金（一般型）及び中小企業経営強化税制による即時償却を行った場合

企業モデル ○資本金：2,500万円 ○職員数：25人 ○年間完成工事高：5億円
○費用：4億5000万円 ○経常利益：5,000万円

生産性向上設備等	設備金額 (千円)	利用可能な支援措置	支援措置額 (千円)
ICTバックホウ (3DMC 0.8m3)	27,000	ものづくり補助金	▲10,000
		法人税減免	▲5,100
点群処理ソフトウェア	2,500	法人税減免	▲150
3Dレーザースキャナ-	12,000	法人税減免	▲3,600
GNSSローバ	5,000	法人税減免	▲1,500
TS(トータルステーション)	3,000	法人税減免	▲900
計	49,500	(※)法人税、法人住民税等の実効税率(約3割)×即時償却	

補助金支援措置により
▲1,000万円

実際の負担
3,950万円

(通常、建機は7年、測量機器・ソフトは5年償却)

法人税減税額措置により
▲1,125万円

実質の負担
2,825万円

政策金融公庫の基準金利1.3%
返済10年：総額3,014 万円

※ただし、法人税の即時償却を行うことで当期利益が赤字になるような場合等は、翌年以降の銀行融資等の影響を受ける場合があるので、即時償却か取得価格の10%控除を利用するかは認定支援機関や取引銀行等との相談や考慮が必要。

■ものづくり補助金（企業間データ活用型）及び中小企業経営強化税制による法人税の即時償却を行った場合

※企業間データ活用型での上乗せ2社計400万円を任意で分配できるが、各社200万円割り振った場合

	生産性向上設備等	設備金額(千円)	利用可能な支援措置	支援措置額(千円)
A社	ICTバックホウ (3DMC 0.8m3)	27,000	ものづくり補助金	▲12,000
			法人税減免	▲4,500
B社	点群処理ソフトウェア	2,500	法人税減免	▲750
	3Dレーザースキャナ	12,000	ものづくり補助金	▲8,000
			法人税減免	▲1,200
	GNSSローバ	5,000	ものづくり補助金	▲3,000
			法人税減免	▲600
	TS(トータルステーション)	3,000	ものづくり補助金	▲1,000
			法人税減免	▲600

(施工会社A社)

・ICTバックホウ(2,700万円)

(測量会社B社)

・点群処理ソフトウェア(250万円)

・3Dレーザースキャナ(1,200万円)

・GNSSローバ(500万円)

・TS(300万円) 計2,250万円

ICT関連機器 2社合計4,950万円

(※)法人税、法人住民税等の実効税率(約3割)×即時償却

(A社) 補助金支援措置により
▲1,200万円
法人税減税額措置により
▲450万円

実際の負担

1,500万円

実質の負担

1,050万円

政策金融公庫の基準金利1.3%
返済10年：総額1,120万円

(B社) 補助金支援措置により
▲1,200万円
法人税減税額措置により
▲315万円

実際の負担

1,050万円

実質の負担

735万円

政策金融公庫の基準金利1.3%
返済10年：総額784万円